

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」－超インフレの在外営業活動体の換算**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2019 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された、超インフレの在外営業活動体の換算に関する要望書及びアジェンダ決定案についてご説明し、アジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

## II. 2019 年 9 月の IFRS-IC 会議

2. 要望書では、次の状況において、報告企業による IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」（以下「IAS 第 21 号」という。）及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」（以下「IAS 第 29 号」という。）の適用に関する 3 つの論点について質問されている。

機能通貨が超インフレ経済下の通貨である在外営業活動体（以下「在外営業活動体」という。）の業績及び財政状態を、報告企業の連結財務諸表において、超インフレ経済下の通貨ではない表示通貨に換算する。

3. 要望書は、報告企業の会計処理に関して、次の 3 つの事項について質問している。
  - (1) 在外営業活動体の財務諸表に関して IAS 第 29 号に従って修正再表示を行い、IAS 第 21 号に従って換算を行う際に生じる連結上の差額の表示方法（質問 1）
  - (2) 在外営業活動体に対して IAS 第 29 号を最初に適用する際の超インフレとなる前に累積された換算差額累計額の表示方法（質問 2）
  - (3) 比較期間の修正再表示（質問 3）

### 質問 1：修正再表示（IAS 第 29 号）及び換算（IAS 第 21 号）からの影響額

#### （IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の要求事項）

4. 機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業の業績及び財政状態は、IAS 第 29 号に従って在外営業活動体の財務諸表を修正再表示した後に、IAS 第 21 号に従って換算することにより、表示通貨に換算される（IAS 第 21 号第 42 項及び第 43 項）。

5. IASB スタッフは、次の設例により、質問の対象となる差額を説明している。

財政状態計算書 (報告日:2017年 12月31日)	企業 P <sup>1</sup>	企業 S (在外営業活動体) <sup>2</sup>					連結 修正	連結 FS
	GBP A	LC <sup>3</sup> 物価指数 <sup>4</sup> (100) 換算レート <sup>5</sup> (LC1:GBP0.4) B	物価指数 <sup>4</sup> (300) C	D= B×C	換算レート (LC1: GBP0.25) <sup>5</sup> E	F= E× D	G	A + F + G
<b>資産</b>	<b>400</b>	<b>1,000</b>	-	<b>3,000</b>	-	<b>750</b>	<b>(400)</b>	<b>750</b>
企業 S への投資	400	-	-	-	-	-	(400)	-
非貨幣性資産	-	1,000	3.0	3,000	0.25	750	-	750
<b>負債及び資本</b>	<b>400</b>	<b>1,000</b>	-	<b>3,000</b>	-	<b>750</b>	<b>(750)</b>	<b>750</b>
資本 (企業 P)	400	-	-	-	-	-	-	400
資本 (企業 S)	-	1,000	3.0	3,000	0.25	750	(750)	-
連結差額	-	-	-	-	-	-	-	<b>350<sup>6</sup></b>

<sup>1</sup>報告企業 P：表示通貨：GBP（超インフレではない）

<sup>2</sup>企業 S：報告企業 P の完全子会社（2017年1月1日に報告企業 P が GBP400 (LC:1,000) を投資して設立）

<sup>3</sup>機能通貨：LC（2017年は超インフレ経済国），非貨幣性資産を LC 1,000 (GBP400) で購入

<sup>4</sup>一般物価指数 2017年1月1日：100 2017年12月31日：300

<sup>5</sup>為替レート 2017年1月1日：LC 1 = GBP 0.4 2017年12月31日：LC 1 = GBP 0.25

<sup>6</sup>IAS 第 29 号による修正再表示の影響額：GBP500 ((LC3,000-LC1,000) × 0.25)

IAS 第 21 号による換算の影響額：GBP△150 (LC1,000 × (0.25-0.4))

### (見解)

6. 当該差額の表示について、次の 3 つの見解が識別されている。

見解 A：修正再表示からの影響（500）（以下、「修正再表示影響額」という。）を直接資本<sup>1</sup>に表示し、換算からの影響（△150）（以下、「換算影響額」という。）をその他の包括利益（OCI）に表示する。

<sup>1</sup> スタッフ・ペーパーでは資本の内訳については議論しておらず、見解における資本への表示と OCI への表示は、事後に純損益に振り替えられるかどうかの違いを論点としていっていると考えられる。スタッフ・ペーパーの第 20 項では、当該資本を Retained earnings として例示している。

見解 B：修正再表示及び換算影響額の合計額(350)を OCI に表示する。

見解 C：修正再表示及び換算影響額の合計額(350)を直接資本に表示する。

7. OCI に認識し資本の独立の内訳項目に累積する換算差額累計額は、在外営業活動体の処分時に資本から純損益に振替が要求される（IAS 第 21 号第 48 項）。一方で、資本に直接表示された影響額は、純損益に振り替えられることはない。

#### （アウトリーチ）

8. IASB スタッフによる関係者へのアウトリーチでは、すべての見解の実務が識別され、IASB スタッフによる財務諸表の分析においては、見解 B と見解 C の開示が確認されている。

#### （IASB スタッフの分析及び結論）

9. IASB スタッフは、次の分析により、見解 A 及び見解 B のみが認められると結論づけている。

(1) 機能通貨が超インフレ経済である企業の換算に要求される IAS 第 21 号第 42 項の適用から生じる為替差額の表示に関して、IAS 第 21 号は明確な規定を提供していない。

(2) 修正再表示影響額は、所有者持分を一般物価指数により修正する IAS 第 29 号第 25 項の要求事項以外に関連する規定が IFRS に存在しないため、資本の変動として認識される。

(3) IAS 第 21 号から生じる為替差額は、次の根拠により OCI に認識される。

① IAS 第 21 号においては、為替差額は純損益か OCI に認識される。

② 超インフレ経済の通貨ではない財務諸表の表示通貨への換算差額は OCI に認識される (IAS 第 21 号第 39 項)。

(4) 為替差額は、その定義 (IAS 第 21 号第 8 項) に照らして、次のいずれの解釈も可能である。

見解 1—換算影響額のみが為替差額の定義を満たす⇒見解 A(換算影響額:OCI、修正再表示影響額：資本)

見解 2—換算影響額及び修正再表示影響額の合計が為替差額の定義を満たす⇒見解 B(全額 OCI)

**(スタッフの提案)**

10. 見解 A 及び見解 B の内、見解 A を適用する企業が少数であり、コストと便益の観点から、基準設定アジェンダに追加せず、IAS 第 21 号及び第 29 号の適用を説明するアジェンダ決定案を公表する。

**質問 2：在外営業活動体の機能通貨が超インフレとなる前に累積された換算差額累計額をどのように表示すべきか****(IAS 第 21 号の要求事項)**

11. IAS 第 21 号第 39 項は、機能通貨が超インフレ経済の通貨ではない企業の業績及び財政状態を表示通貨に換算する際に、(a)資産及び負債を決算日レートで換算し、(b)収益及び費用を取引日レートで換算し、(c)結果として生じる為替差額を OCI に認識することを要求している。
12. IAS 第 21 号第 48 項は、当該差額の累計額を、在外営業活動体の処分による利得又は損失が認識される時に、資本から純損益に振り替えることを要求している。

**(要望書における質問)**

13. 要望書では、在外営業活動体が初めて超インフレ経済となった場合に、超インフレ経済となる前の換算差額累計額の表示について、次の 2 つの見解が示されている。

見解 A：超インフレ前の換算差額累計額を資本の中で振り替える（すなわち、事後に純損益に振り替えられることがない）。

見解 B：超インフレ前の換算差額累計額を資本の独立項目のままとしておく（すなわち、在外営業活動体の処分時に、純損益への振り替えが行われる）。

**(アウトリーチ)**

14. IASB スタッフによる関係者からのアウトリーチ及び財務諸表の分析では、見解 A 及び見解 B 両方の実務が識別されている。

**(IASB スタッフの分析及び結論)**

15. IASB スタッフは、次の分析により、見解 B のみが認められると結論づけている。
- (1) IAS 第 21 号は、為替差額の累計額を在外営業活動体の処分時に純損益に振り替えるまで資本の独立の内訳項目に表示されることを要求しており、これを無効にする要求事項は識別されない。
- (2) IFRIC 第 7 号「IAS 第 29 号『超インフレ経済下における財務報告』に従った修

正再表示アプローチの適用」は IAS 第 29 号の遡及適用を要求している。IASB スタッフは、IFRIC 第 7 号は、IAS 第 29 号の修正再表示には適用されるが、IAS 第 21 号の換算には適用されないと分析している。

- (3) IAS 第 21 号の第 42 項及び第 43 項は、比較対象期間の修正再表示を禁止している。

#### **(IASB スタッフの提案)**

16. IASB スタッフは、IAS 第 21 号の要求事項が適切な基礎を提供しているため、基準設定アジェンダに追加せず、IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の要求事項の適用方法を説明するアジェンダ決定案を公表することを提案した。

### **質問 3：比較期間を修正再表示すべきか**

#### **(IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の要求事項)**

17. IAS 第 29 号の第 34 項は、IAS 第 21 号第 42 項を除き、比較財務諸表を報告期間の末日の測定単位で表示するために、修正再表示することを要求している。IAS 第 21 号の第 42 項は、比較対象金額について IAS 第 29 号による修正再表示の適用を制限している。

#### **(要望書における質問)**

要望書では、在外営業活動体が初めて超インフレ経済となった場合に、年次財務諸表及び期中財務報告において、比較対象期間を修正再表示すべきかどうか質問されている。

#### **(アウトリーチ)**

18. IASB スタッフによる関係者からのアウトリーチ及び財務諸表の分析では、期中財務報告について 1 件の修正再表示が確認されたが、当該 1 件以外では修正再表示は行われていないことが確認された。さらに、IASB スタッフは、要望書の質問者に確認し、多様性を識別していないことを確認した。

#### **(IASB スタッフの提案)**

19. 実務の多様性がほとんど識別されていないため、本事項を基準設定アジェンダに追加しないことを提案した。

以 上

## 別紙1 「2019年9月のアジェンダ・ペーパーの概要」

### 要望書の内容

1. 要望書では、次の状況において、報告企業によるIAS第21号「外国為替レート変動の影響」（以下「IAS第21号」という。）及びIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」（以下「IAS第29号」という。）の適用に関する3つの論点について質問されている。
  - (1) 報告企業の連結財務諸表における表示通貨は、超インフレ経済下の通貨ではない。
  - (2) 連結財務諸表において、機能通貨が超インフレ経済下の通貨である在外営業活動体（以下「在外営業活動体」という。）の業績及び財政状態を表示通貨に換算する。
2. 要望書は、以下を質問している。
  - (1) 報告企業が、在外営業活動体の財務諸表に関してIAS第29号に従って修正再表示を行い、IAS第21号に従って換算を行う場合に生じる連結上の差額をどのように表示すべきか（質問1）。
  - (2) 報告企業が在外営業活動体に対してIAS第29号を初めて適用する場合に、在外営業活動体の機能通貨が超インフレとなる前に累積された換算差額累計額をどのように表示すべきか（質問2）。
  - (3) 比較期間を修正再表示すべきか（質問3）。

### アウトリーチ

3. IASBスタッフは、アウトリーチの結果、次を確認した。
  - (1) 要望書における状況は一部の報告企業で一般的である。
  - (2) 主にアルゼンチン・ペソ及びベネズエラ・ボリバルが超インフレ経済下の機能通貨として識別されている。

### 質問1：修正再表示（IAS第29号）及び換算（IAS第21号）からの影響額の取

## 扱い

### (IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の要求事項)

4. 機能通貨が超インフレ経済下の通貨である在外営業活動体の業績及び財政状態は、次の2つの順により、表示通貨に換算する。結果として、在外営業活動体の資本金額(すなわち、報告企業の在外営業活動体に対する純投資の金額)に影響が生じる。
- (1) IAS 第 29 号に従って在外営業活動体の財務諸表を修正再表示する (IAS 第 21 号第 43 項)。
- ① 次の手続により、財務諸表を報告期間の末日現在の測定単位で表示する (IAS 第 29 号第 8 項及び第 11 項から第 37 項)。
- ア 報告期間の末日現在の測定単位で表現されていない項目 (取得原価で測定されている非貨幣性項目等) は、一般物価指数の適用により修正再表示される。
- イ 所有者持分は、当該一般物価指数の適用により修正再表示される。
- ウ 報告期間の末日現在の測定単位で表現されている貨幣性項目は修正再表示しない。
- エ 結果として生じる正味貨幣持高に係る利得又は損失は純損益に認識される。
- (2) IAS 第 21 号に従って在外営業活動体の財務諸表を換算する (IAS 第 21 号第 42 項)。
- ① すべての金額 (資産、負債、資本、収益及び費用) は、②を除き、報告期間の末日の決算日レートで換算する。
- ② 超インフレ以外の通貨に換算する場合には、比較期間については、過年度の財務諸表に当期の金額として表示した金額とする。

### (簡単な設例)

5. 設例により上項が連結財務諸表に与える影響を説明する。前提は次のとおり。

#### 報告企業 P

- ・ 報告日 : (2017 年)12 月 31 日
- ・ 表示通貨 : GBP (超インフレではない)

企業 S（在外営業活動体）

- ・ 報告企業 P の完全子会社（2017 年 1 月 1 日に報告企業 P が GBP400 を投資して設立）
- ・ 機能通貨：LC
- ・ 報告企業 P の投資額により非貨幣性資産を GBP400（=LC 1,000）で購入
- ・ 2017 年中は収益・費用は生じていない
- ・ 2017 年は超インフレ経済国

一般物価指数

- ・ 2017 年 1 月 1 日：100
- ・ 2017 年 12 月 31 日：300

為替レート

- ・ 2017 年 1 月 1 日：LC 1 = GBP 0.4
- ・ 2017 年 12 月 31 日：LC 1 = GBP 0.25

6. 本資料第 4 項の要求事項を適用した結果、2017 年 12 月 31 日の連結財務諸表は下表のとおりとなる。

財政状態計算書 (2017 年 12 月 31 日)	企 業 P	企 業 S					連 結 修 正	連 結 FS
	GBP A	LC B	物 価 指 数 C	D= B×C	換 算 レ ー ト E	F= E×D	G	A + F + G
<b>資産</b>	<b>400</b>	<b>1,000</b>	-	<b>3,000</b>	-	<b>750</b>	<b>(400)</b>	<b>750</b>
企業 S への投資	400	-	-	-	-	-	(400)	-
非貨幣性資産	-	1,000	3.0	3,000	0.25	750	-	750
<b>負債及び資本</b>	<b>400</b>	<b>1,000</b>	-	<b>3,000</b>	-	<b>750</b>	<b>(750)</b>	<b>750</b>
資本（企業 P）	400	-	-	-	-	-	-	400
資本（企業 S）	-	1,000	3.0	3,000	0.25	750	(750)	-
連結差額	-	-	-	-	-	-	-	<b>350</b>



**(見解)**

7. 論点である連結差額 350 は次の 2 つの影響で構成される。要望書の提出者は、当該差額の表示方法について質問している。
- (1) IAS 第 29 号による修正再表示の影響額：GBP500  $((LC3,000-LC1,000) \times 0.25)$
- (2) IAS 第 21 号による換算の影響額：GBP△150  $(LC1,000 \times (0.25-0.4))$
8. 当該差額の表示について、次の 3 つの見解が識別されている。
- 見解 A：修正再表示からの影響 (500) を直接資本に表示し、換算からの影響 (△150) をその他の包括利益 (OCI) に表示する。
- 見解 B：修正再表示及び換算からの影響の合計額 (350) を OCI に表示する。
- 見解 C：修正再表示及び換算からの影響の合計額 (350) を直接資本に表示する。
9. OCI に認識し資本の独立の内訳項目に累積した換算差額累計額は、在外営業活動体の処分時に資本から純損益に振替が要求される (IAS 第 21 号第 48 項)。一方で、資本に直接表示された影響額は、純損益に振り替えられることはない。

**(アウトリーチ)**

10. IASB スタッフによる関係者へのアウトリーチでは、すべての見解の実務が識別され、IASB スタッフによる財務諸表の分析においては、見解 B と見解 C の開示が確認されている。

**(IASB スタッフの分析及び結論)**

11. IASB スタッフは、次の分析により、見解 A 及び見解 B のみが認められると分析している。

**IAS 第 29 号から生じる修正再表示額の表示**

12. IAS 第 29 号における修正再表示の影響は、在外営業活動体の資本を修正再表示することによる影響である。IAS 第 29 号第 25 項の適用により、当該修正再表示額は資本の変動として認識される。IASB スタッフは、本項以外に関連する IFRS の要求事項は存在せず、影響額は資本に認識されると結論づけている。

**第 25 項**

最初の会計期間の期末及びその後の各会計期間において、所有者持分のすべての内訳項目は、期首又は拠出日のいずれか遅い方の日から、一般物価指数を適

用して修正再表示される。

### IAS 第 21 号から生じる超インフレ経済下の在外営業活動体の換算差額の表示

13. IASB スタッフは、次の分析により、為替差額は OCI に認識されると結論づけている。
14. 機能通貨が超インフレ経済である企業の業績及び財政状態の換算に要求される IAS 第 21 号第 42 項の適用から生じる為替差額の表示に関して、IAS 第 21 号は明確な要求を提供していない。
15. IASB スタッフは、IAS 第 21 号（IAS 第 21 号第 28 項、第 30 項、第 32 項、第 39 項及び第 45 項）及び IFRIC 第 16 号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」第 1 項を分析し、これらの基準書においては、（第 42 項以外の）為替差額に関して、純損益に認識するか OCI に認識するかを要求しており、資本に直接認識する要求事項は存在しないと分析している。
16. また、IASB スタッフは、超インフレ経済の通貨ではない財務諸表の表示通貨への換算時に生じる為替差額が純損益ではなく OCI に認識されたとする IAS 第 21 号第 41 項の説明は、超インフレ経済の通貨に対しても適用されると分析し、為替差額は純損益には認識されないと分析している。

#### 第 41 項

これらの為替差額は、純損益に認識されない。為替レートの変動が営業活動からの現在及び将来のキャッシュ・フローに与える直接の影響が、ほとんど又は全くないからである。

### 連結差額の全額が為替差額かどうか

17. IASB スタッフは、以下の分析により次のいずれの解釈も可能であると結論付けている。
 

見解 1：IAS 第 21 号の適用による換算からの影響額のみが為替差額の定義を満たす。

見解 2: 連結差額の全額（つまり、IAS 第 21 号の適用による換算からの影響額及び IAS 第 29 号の適用による修正再表示の影響額の合計）が為替差額の定義を満たす。
18. IAS 第 21 号第 8 項は、為替差額を「ある通貨の特定の数量単位を異なった為替レートにより他の通貨に換算することにより生じる差額」と定義している。

（見解 1 の根拠）

換算からの影響額は、企業 S の資本 LC 1,000 を異なった為替レート (LC1=GBP0.4 vs LC 1=GBP 0.25) に換算することにより生じる差額であり、為替差額の定義を満たす。他方、企業 S の資本 LC 1,000 を LC 3,000 に修正再表示する影響は、「ある通貨の特定の数量単位」を換算する結果ではなく、為替差額の定義を満たさない

(見解 2 の根拠)

- LC 3,000 と LC 1,000 の差額は、IAS 第 29 号の修正再表示を行った結果にすぎないため (すなわち、差額は、期末のインフレーションを反映するために、在外営業活動体の資本の通貨単位の変動を反映している)、資本を異なる為替レートで換算する差額全体が為替差額の定義を満たす。
- 超インフレ経済下の通貨に対する為替レートが、超インフレ経済の一般物価指数を完全に反映して変動している場合には、連結差額は生じないことを考慮すれば、当該差額は、為替レートの非有効部分と考えることができる。

19. IASB スタッフは、上記の分析の結果、次の会計処理のみが認められると結論づけている。

見解 1 の場合→本資料第 8 項における見解 A

換算からの影響額：OCI に表示

修正再表示からの影響額：資本に表示

見解 2 の場合→本資料第 8 項における見解 B

換算からの影響額及び修正再表示からの影響額：OCI に表示

#### (スタッフの提案)

20. IASB スタッフが認められる会計処理であるとした見解 A 及び見解 B の内、見解 A を適用する企業が少数であるため、プロジェクトの便益がコストを上回ることが見込まれない。そのため、本件を基準設定アジェンダに追加せず、企業がどのように IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の要求事項を適用するかを説明するアジェンダ決定案を公表することを提案した。

#### 質問 2：在外営業活動体の機能通貨が超インフレとなる前に累積された換算差

## 額累計額をどのように表示すべきか

### (IAS 第 21 号の要求事項)

21. IAS 第 21 号第 39 項は、機能通貨が超インフレ経済の通貨ではない企業の業績及び財政状態を表示通貨に換算する際に、(a)資産及び負債を決算日レートで換算し、(b)収益及び費用を取引日レートで換算し、(c)結果として生じる為替差額をその他の包括利益に認識することを要求している。
22. IAS 第 21 号第 48 項は、当該差額の累計額を、在外営業活動体の処分による利得又は損失が認識される時に、資本から純損益に振り替えることを要求している。

### (要望書における質問)

23. 要望書の質問者は、在外営業活動体が初めて超インフレ経済下となった場合に、超インフレ経済となる前の換算差額累計額の表示について質問しており、次の 2 つの見解が示されている。

見解 A：超インフレ前の換算差額累計額を資本の中で振り替える（すなわち、事後に純損益に振り替えられることがない）。

見解 B：超インフレ前の換算差額累計額を資本の独立項目のままとしておく（すなわち、在外営業活動体の処分時に、純損益への振り替えが行われる）。

### (アウトリーチ)

24. IASB スタッフによる関係者からのアウトリーチ及び財務諸表の分析では、見解 A 及び見解 B 両方の実務が識別されている。

### (IASB スタッフの分析及び結論)

#### IAS 第 21 号の適用

25. IASB スタッフは、次の分析により、見解 B のみが認められると分析している。
26. IAS 第 21 号第 41 項は、為替差額の累計額が在外営業活動体の処分時まで資本の独立の内訳項目に表示されることを要求している。また、IAS 第 21 号第 48 項は、その他の包括利益に認識し資本の独立の内訳項目に累積していた為替差額の累計額を、在外営業活動体の処分時に純損益に振り替えることを要求している。
27. IAS 第 21 号及びその他の IFRS において、第 41 項及び第 48 項を無効にする要求事項は識別されない。

### 見解 A に反対する根拠

28. 見解 B の支持者は、質問 1 において見解 C(すなわち、修正再表示及び換算からの影響の合計額を直接資本に表示する見解)を支持し、IFRIC 第 7 号「IAS 第 29 号『超インフレ経済下における財務報告』に従った修正再表示アプローチの適用」における遡及適用の要求事項により、この会計処理を在外営業活動体が超インフレ経済下となる前の期にも適用できるとする見解を有しているが IASB スタッフはこの分析に同意していない。

#### *IFRIC 第 7 号第 3 項 (強調追加)*

*過年度には超インフレではなかったが、機能通貨経済の超インフレの存在を認識する報告期間において、企業は、あたかもその経済は常に超インフレであったかのように IAS 第 29 号の要求事項を適用しなければならない。*

29. IASB スタッフは、次の分析により見解 A に同意していない。
- (1) IFRIC 第 7 号の第 3 項は、IAS 第 29 号の修正再表示には適用されるが、IAS 第 21 号の換算には適用されない。
  - (2) 見解 A は、IAS 第 21 号第 39 項(c)及び第 41 項の要求事項を無効にしている。
  - (3) IAS 第 21 号の第 42 項及び第 43 項は、比較対象期間の修正再表示を禁止している。

#### **(IASB スタッフの提案)**

30. IASB スタッフは、IAS 第 21 号の要求事項が、本件における表示を企業が決定するための適切な基礎を提供しているため、本件を基準設定アジェンダに追加せず、企業がどのように IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の要求事項を適用するかを説明するアジェンダ決定案を公表することを提案した。

### **質問 3 : 比較期間を修正再表示すべきか**

#### **(IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の要求事項)**

31. 本資料第 4 項で示されているとおり、機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業の業績及び財務状態は、(1)IAS 第 29 号に従って財務諸表を修正再表示し、(2)IAS 第 21 号に従って換算することにより、連結財務諸表の表示通貨に換算される。
32. IAS 第 29 号の第 34 項は、比較財務諸表を報告期間の末日の測定単位で表示するた

めに、修正再表示することを要求している。

33. 一方で、IAS 第 21 号の第 42 項は、比較対象金額について、IAS 第 29 号による修正再表示の適用を制限している。

**(要望書における質問)**

要望書では、在外営業活動体が初めて超インフレ経済下となった場合に、年次財務諸表及び期中財務報告において、比較対象期間を修正再表示すべきかどうか質問されている。

**(アウトリーチ)**

34. IASB スタッフによる関係者からのアウトリーチ及び財務諸表の分析では、期中財務報告について 1 件の修正再表示が確認されたが、当該 1 件以外では修正再表示は行われていないことが確認された。さらに、IASB スタッフは、要望書の質問者に確認し、多様性を識別していないことを確認した。

**(IASB スタッフの提案)**

35. 実務の多様性が識別されていないため、本事項を基準設定アジェンダに追加しないことを提案した。

以 上

## 別紙 2 2019 年 9 月のアジェンダ・ペーパーに記載された「アジェンダ決定案」の仮訳

### 質問 1

#### 在外営業活動体が超インフレ経済下にある場合の換算差額の表示（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」）

委員会は、IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の適用に関する要望を受けた。要望書に記載された事実パターンにおいては、企業は、

- (a) IAS 第 29 号で定義されている超インフレ経済の通貨ではない表示通貨を有している。
- (b) 機能通貨が IAS 第 29 号で定義されている超インフレ経済の通貨である機能通貨である在外営業活動体（超インフレ在外営業活動体）を有している。かつ、
- (c) 連結財務諸表の作成において、超インフレ在外営業活動体の業績及び財政状態を表示通貨に換算する。

IAS 第 21 号の第 43 項は、企業に、IAS 第 21 号の第 42 項に示した換算方法を適用する前に、IAS 第 29 号を適用して超インフレ在外営業活動体の業績及び財政状態を修正再表示することを要求している（修正再表示/換算アプローチ）。修正再表示/換算アプローチの適用により、企業の超インフレ在外営業活動体への純投資が変動する可能性がある。この変動には次の 2 つの影響が含まれる。

- (a) IAS 第 29 号を適用して、超インフレ在外営業活動体の業績及び財政状態を修正再表示することから生じる修正再表示の影響、及び、
- (b) 超インフレ在外営業活動体の純資産に対する企業の持分を、以前の決算日レートと異なる決算日レートで換算することから生じる換算による影響

要望書は、企業が財政状態計算書に修正再表示および換算による影響をどのように表示するかを質問している。

#### 修正再表示及び換算の影響は、為替差額の定義を満たすか

委員会は、IAS 第 21 号の第 8 項が、為替差額を「ある通貨の特定の数量単位を異なった為替レートにより他の通貨に換算することにより生じる差額をいう」と定義していることを確認した。この定義の適用により、委員会は、換算の影響のみ、または、修正再表示及び換算の合計の影響が、為替差額の定義を満たすと結論付けた。

## 親会社は、超インフレ経済の在外営業活動体の換算から生じる為替差額をどのように表示するか

委員会は、為替差額の認識（又は表示）を規定する IAS 第 21 号のすべての要求事項は、企業が為替差額を純損益又はその他の包括利益（OCI）で認識する（又は表示する）ことを要求することを確認した。

為替差額は、収益又は費用の定義を満たすため、IAS 第 21 号は、（資本への言及を行わず）為替差額を純損益又は OCI に認識することを要求している。したがって、委員会は、企業は為替差額を資本に直接認識しないと結論付けた。

IAS 第 21 号の第 41 項は、IAS 第 21 号の第 39 項（c）が、機能通貨が超インフレ経済の通貨ではない企業に、企業の業績及び財政状態が、超インフレ経済ではない表示通貨に換算される際に生じる為替差額を、純損益ではなく OCI で表示することを要求する理由を規定している。委員会は、機能通貨が超インフレである場合にもこの説明が適用されると考えた。したがって、委員会は、企業は、超インフレ在外営業活動体の換算から生じる為替差額を OCI に表示すると結論付けた。

## 修正再表示及び換算の影響に対する IFRS の要求事項の適用

委員会は、要望書に記載されている事実パターンにおいては、企業が次の表示を行うと結論付けた。

- (a) 企業が、修正再表示及び換算の 2 つの影響の組み合わせが IAS 第 21 号における為替差額の定義を満たすと考える場合には、修正再表示及び換算の影響を OCI に表示する。
- (b) 企業が、換算の影響のみが IAS 第 21 号における為替差額の定義を満たすと考える場合には、換算の影響を OCI に表示する。この場合、企業は、修正再表示の影響を IAS 第 29 号の第 25 項の要求事項と整合的に、資本に表示する。

委員会は、この分析に照らして、超インフレ在外営業活動体の修正再表示及び換算から生じる為替差額の表示に関するプロジェクトを基準設定アジェンダに追加するかどうかを検討した。委員会は、アウトリーチへの回答及び実施した追加の調査に基づき、このアジェンダ決定で概説されている 2 つのアプローチ間の報告の多様性は、ほとんどないと考えた。したがって、委員会は、当該プロジェクトがコストを上回る財務報告の改善をもたらすという証拠を得なかった。そのため、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを[決定した]。

## 質問 2



## 在外営業活動体が超インフレ経済下となる前に生じた換算差額累計額（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」）

委員会は、IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の適用に関する要望を受けた。要望書に記載された事実パターンにおいては、企業は、

- (a) IAS 第 29 号で定義されている超インフレ経済の通貨ではない表示通貨を有している。
- (b) 機能通貨が IAS 第 29 号で定義されている超インフレ経済の通貨である機能通貨である在外営業活動体（超インフレ在外営業活動体）を有している。かつ、
- (c) 連結財務諸表の作成において、超インフレ在外営業活動体の業績及び財政状態を表示通貨に換算する。

在外営業活動体が超インフレになる前は、IAS 第 21 号は、(a) 超インフレではない在外営業活動体の業績及び財政状態の換算から生じる為替差額をその他の包括利益 (OCI) に表示し、(b) 為替差額の累積額（超インフレ前の為替換算調整勘定 (FCTR)）を資本の独立の内訳項目成要素に表示することを企業に要求している。

要望書では、在外営業活動体が超インフレになる期間の期首において、企業が超インフレ前の FCTR を資本の中で再分類するかどうか、つまり、企業が超インフレ前の FCTR を、その後純損益に振り替えられないことがない資本の構成要素に分類するかどうか質問された。

委員会は、IAS 第 21 号の第 41 項は、企業が超インフレ前の FCTR を「在外営業活動体の処分時まで」資本の独立の内訳項目に表示することを要求していることを確認した。さらに、IAS 第 21 号の第 48 項は、企業に、在外営業活動体の処分時に、超インフレ前の FCTR を資本から純損益に（組替調整額として）振り替えることを要求している。

したがって、委員会は、要望書における事実パターンにおいては、企業は、在外営業活動体の処分時まで、超インフレ前の FCTR を（IAS 第 21 号の第 48 項の適用対象となる）資本の独立した内訳項目として保持すると結論を下した。

委員会は、IAS 第 21 号における要求事項は、在外営業活動体が超インフレとなった際に超インフレ前の FCTR の表示方法を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、この事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

### 質問 3

#### 在外営業活動体が初めて超インフレ経済下となる場合の比較対象金額の表示 (IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」)

委員会は、IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の適用に関する要望を受けた。要望書に記載された事実パターンにおいては、企業は、

- (a) IAS 第 29 号で定義されている超インフレ経済の通貨ではない表示通貨を有している。
- (b) 機能通貨が IAS 第 29 号で定義されている超インフレ経済の通貨である機能通貨である在外営業活動体（超インフレ在外営業活動体）を有している。かつ、
- (c) 連結財務諸表の作成において、超インフレ在外営業活動体の業績及び財政状態を表示通貨に換算する。

要望書では、次の財務諸表において、企業が在外営業活動体の比較対象金額を修正再表示すべきかどうか質問された。

- (a) 在外営業活動体が超インフレ下となった期における年次財務諸表
- (b) 在外営業活動体が超インフレ下となった後の当該年度の期中財務報告（在外営業活動体が比較期中財務報告期間において超インフレ下出なかった場合）

アウトリーチへの回答及び実施した追加の調査に基づき、委員会は、要望書に記載されている事項に関する IAS 第 21 号の適用には、多様性はほとんどないと考えた。したがって、委員会は、当該事項が広がりのある影響を有しているという証拠を得なかった。そのため、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを[決定した]。

以 上

## 別紙3 関連する IFRS 基準等

### Conceptual Framework for Financial Reporting

7.17 Because the statement of profit or loss is the primary source of information about an entity's financial performance for the period, all income and expenses are, in principle, included in that statement. However, in developing Standards, the Board may decide in exceptional circumstances that income or expenses arising from a change in the current value of an asset or liability are to be included in other comprehensive income when doing so would result in the statement of profit or loss providing more relevant information, or providing a more faithful representation of the entity's financial performance for that period.

8.7 Under the concept of financial capital maintenance where capital is defined in terms of nominal monetary units, profit represents the increase in nominal money capital over the period. Thus, increases in the prices of assets held over the period, conventionally referred to as holding gains, are, conceptually, profits. They may not be recognised as such, however, until the assets are disposed of in an exchange transaction. When the concept of financial capital maintenance is defined in terms of constant purchasing power units, profit represents the increase in invested purchasing power over the period. Thus, only that part of the increase in the prices of assets that exceeds the increase in the general level of prices is regarded as profit. The rest of the increase is treated as a capital maintenance adjustment and, hence, as part of equity.

BC7.24 Accordingly, the 2018 Conceptual Framework sets out a principle that all income and expenses are included in the statement of profit or loss. The Board's intention in establishing this principle was to emphasise that the statement of profit or loss is the default location for income and expenses. Thus, decisions to exclude any income and expenses from the statement of profit or loss and to include them in other comprehensive income can be made only in exceptional circumstances. Those exceptional circumstances would be when the Board concludes that requiring or permitting the exclusion of particular items of income or expenses from the statement of profit or loss would result in the statement of profit or loss providing more relevant information or providing a more faithful representation of an entity's financial performance for that period.

BC7.25 The 2018 Conceptual Framework does not include specific guidance on how the Board might reach that conclusion. The Board expects to take that decision when developing Standards and to explain its reasons in the bases for conclusions on those Standards. Entities

cannot take that decision (see paragraph 88 of IAS 1).

## IAS 第 1 号「財務諸表の表示」

- 88 企業は、ある期間に認識される収益及び費用のすべての構成要素を、IFRSが別途要求又は許容している場合を除いて、純損益に含めなければならない。

## IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」

### 定義

- 8 為替差額とは、ある通貨の特定の数量単位を異なった為替レートにより他の通貨に換算することにより生じる差額をいう。

### 為替差額の認識

- 28 貨幣性項目の決済又は貨幣性項目の換算を、当期中の当初認識時又は過去の財務諸表において換算したレートとは異なるレートで行った際に生じた為替差額は、第32項に記載する場合を除き、発生した期間の純損益に認識しなければならない。
- 30 非貨幣性項目に係る利得又は損失がその他の包括利益に認識される場合には、当該利得又は損失の為替部分はその他の包括利益に認識しなければならない。逆に、非貨幣性項目に係る利得又は損失が純損益に認識される場合には、当該利得又は損失の為替部分は純損益に認識しなければならない。
- 32 在外営業活動体に対する報告企業の純投資の一部を構成する貨幣性項目について生じる為替差額（第15項参照）は、報告企業の個別財務諸表又は在外営業活動体の単独財務諸表（状況に応じて）において純損益に認識しなければならない。在外営業活動体と報告企業を含んだ財務諸表（例えば、在外営業活動体の子会社である場合の連結財務諸表）においては、こうした為替差額は当初、その他の包括利益に認識し、第48項に従って純投資の処分時に資本から純損益に振り替えなければならない。

### 表示通貨への換算

- 39 機能通貨が超インフレ経済の通貨ではない企業の業績及び財政状態は、次の手続を用いて、異なる表示通貨に換算しなければならない。
- (a) 表示する各財政状態計算書の資産及び負債（すなわち、比較対象金額を含む）は、当該財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算しなければならない。

(b) 純損益及びその他の包括利益を表示する各計算書に係る収益及び費用（すなわち、比較対象金額を含む）は、取引日の為替レートで換算しなければならない。

(c) 結果として生じるすべての為替差額は、その他の包括利益に認識しなければならない。

41 第39項(c)に述べた為替差額は、次のことから生じる。

(a) 収益及び費用を取引日レートで換算し、資産及び負債を決算日レートで換算すること

(b) 期首の純資産を、従前の決算日レートとは異なる決算日レートで換算すること

これらの為替差額は純損益に認識されない。為替レートの変動が営業活動からの現在及び将来のキャッシュ・フローに与える直接の影響が、ほとんど又は全くないからである。為替差額の累計額は、在外営業活動体の処分時まで資本の独立の内訳項目に表示される。その為替差額が、連結されているが完全所有の子会社ではない在外営業活動体に関するものである場合には、換算から生じた為替差額の累計額で非支配持分に帰属するものは、連結財政状態計算書において非支配持分に配分され、その一部として認識される。

42 機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業の業績及び財政状態は、次の手続を用いて、異なる表示通貨に換算しなければならない。

(a) すべての金額（すなわち、資産、負債、資本、収益及び費用（比較対象金額を含む））は、次の場合を除き、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算しなければならない。

(b) 金額を超インフレ経済以外の通貨に換算する場合には、比較対象金額は、該当する過年度の財務諸表に当期の金額として表示した金額（すなわち、物価水準のその後の変動又は為替レートのその後の変動についての調整はしない）としなければならない。

43 企業の機能通貨が超インフレ経済の通貨である場合には、第42項に示した換算方法を適用する前に、IAS 第29号に従って財務諸表を修正再表示しなければならない。ただし、超インフレ経済以外の通貨に換算される比較対象金額は除く（第42項(b)参照）。経済が超インフレではなくなり、企業がIAS 第29号に従って財務諸表を修正再表示しなくなった場合には、企業は、表示通貨への換算のための取得原価として、企業が財務諸表の修正再表示を中止した日現在の物価水準に修正再表示した金額を使用しなければならない。

## 在外営業活動体の換算

45 在外営業活動体の業績及び財政状態を報告企業に組み込む際には、通常の連結手続（子会社の連結会社間残高や連結会社間取引高の相殺消去など）に従う（IFRS 第10号「連結財務諸表」参照）。しかし、連結会社間の貨幣性資産（又は負債）は、短期であれ長期であれ、連結財務諸表に為替変動の結果を表示することなしに、対応する連結会社間の負債（又は資産）と相殺消去することは

できない。これは、貨幣性項目はある通貨から他の通貨への転換の約定を表すものであり、報告企業を為替変動による利得又は損失に晒すものだからである。したがって、報告企業の連結財務諸表において、こうした為替差額は、純損益に認識されるか、又は、第32項に述べた状況から生じたものである場合には、その他の包括利益に認識され、在外営業活動体が処分されるまで資本の独立の内訳項目に累積される。

## 在外営業活動体の処分又は部分的な処分

- 48 在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益に認識し資本の独立の内訳項目に累積していた、当該在外営業活動体に係る為替差額の累計額を、処分による利得又は損失が認識される時に資本から純損益に（組替調整額として）振り替えなければならない（IAS 第1号「財務諸表の表示」（2007年改訂）参照）。

## IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」

### 財務諸表の修正再表示

- 8 機能通貨が超インフレ経済国の通貨である企業の財務諸表は、基礎としているのが取得原価アプローチ又は現在原価アプローチのいずれであろうと、報告期間の末日現在の測定単位で表示しなければならない。IAS 第1号「財務諸表の表示」（2007年改訂）で要求している、対応する前期の数値及びそれ以前の会計期間に関する比較情報は、報告期間の末日現在の測定単位でも表示しなければならない。異なる表示通貨で比較金額を表示する目的上、IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」の第42項(b)及び第43項が適用される。

### 財政状態計算書

- 11 すでに報告期間の末日現在の測定単位で表現しているものではない財政状態計算書上の金額は、一般物価指数の適用により修正再表示される。
- 12 貨幣性項目は修正再表示しない。すでに報告期間の末日現在の貨幣単位で表現されているからである。貨幣性項目とは、保有している貨幣及び貨幣で受け取るかまたは支払うこととなる項目をいう。
- 24 本基準を最初に適用する会計期間の期首において、所有者持分の内訳項目（利益剰余金及び再評価剰余金を除く）は、当該内訳項目の拠出時又はその他の発生時から、一般物価指数を適用して修正再表示される。過去の期間に生じた再評価剰余金は消去される。修正再表示後の利益剰余金は、財政状態計算書上のその他のすべての項目を修正再表示することにより算定される。
- 25 最初の会計期間の期末及びその後の各会計期間において、所有者持分のすべての内訳項目は、期

首又は拠出日のいずれか遅い方の日から、一般物価指数を適用して修正再表示される。当期の所有者持分の変動は、IAS 第1号に従って開示される。

### 対応する比較数値

- 34 対応する前期の比較数値は、基礎としているのが取得原価アプローチ又は現在原価アプローチのいずれであろうと、比較財務諸表を報告期間の末日現在の測定単位で表示するために、一般物価指数を適用して修正再表示される。また、それ以前の会計期間について開示される情報も、報告期間の末日現在の測定単位で表現される。比較対象金額を異なる表示通貨で表示する目的のために、IAS 第21号の第42項(b)及び第43項が適用される。

### IFRIC 第 16 号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」

- 1 多くの報告企業が在外営業活動体（IAS 第21号第8項で定義されている）に対する投資を有している。こうした在外営業活動体は、子会社、関連会社、共同支配企業あるいは支店の場合もある。IAS 第21号は、在外営業活動体のそれぞれについて、その営業活動体の主要な経済環境の通貨として機能通貨を決定することを企業に要求している。在外営業活動体の業績と財政状態を表示通貨に換算する際に、企業は、当該営業活動体を処分するまで為替換算差額をその他の包括利益に認識することを要求されている。

### ディスカッションペーパー「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し

#### 資本維持に関して提案するアプローチ

- 9.49 IASB は、資本維持の概念はおそらく、超インフレ経済下で事業を行っている企業にとって最も目的適合性があることに留意している。IASB は、IAS 第29号を改訂すべきかどうかを決定するための調査研究を実施する予定である。したがって、IASB の考えでは、資本維持に関連する論点の対処は、「概念フレームワーク」の一部としてではなく、高インフレの会計処理に関する可能性のあるプロジェクトと同時に行うのが最善である。この作業の一部として、IASB は、資本維持修正を、引き続き資本で表示すべきなのか、あるいは、リサイクルされないOCI の別個の区分に含めるべきなのかを検討する可能性がある。
- 9.50 IASB は、資本維持の概念の記述及び議論を、高インフレの会計処理に関するプロジェクトによって変更の必要性が示されるまでは、資本維持概念の現行の記述及び議論をほとんど変えずに改訂「概念フレームワーク」に含める予定である。

以 上